

割引契約約款【スマ電プレミアムオプション】

令和元年 12 月 1 日実施

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

割引契約約款【スマ電プレミアムオプション】

1 概要

この割引契約約款【スマ電プレミアムオプション】（以下「この割引約款」といいます。）は、当社とお客さまが「電気供給約款【低圧】」に基づき電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結する場合、需給契約に付帯してご契約いただくものです。この【スマ電プレミアムオプション】（以下、「この割引契約」といいます。）は、当社が提供する指定の電力サービスを 24 ヶ月のご利用をあらかじめお約束いただいたお客さまを対象に、各月の電気料金から決められた金額を割引くものです。

2 適用範囲

この割引約款は、当社の「電気供給約款【低圧】」の従量電灯契約により電気の供給を受けるお客さまが適用を希望される場合に適用いたします。

3 契約の成立

この割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾した時に成立いたします。

4 適用期間

(1) この割引契約の適用期間は次のとおりといたします。

- イ お客さまが新たな需給契約の申込みにあわせてこの割引契約の申込みをされた場合、適用開始日は需給契約の需給開始日とし、適用終了日は需給開始日後の最初の検針日から 24 ヶ月目の検針日の前日といたします。
- ロ 既に当社との需給契約があるお客さまがこの割引契約を申込み場合は、その適用開始を申込日とし、適用終了日は申込日後の最初の検針日から 24 ヶ月目の検針日の前日といたします。

(2) 適用期間満了に先立って、お客さままたは当社からこの割引契約の解約の申し出、または需給契約の解約がない場合、この割引契約は適用期間満了日の属する月から 24 ヶ月後の検針日の前日まで同一条件で継続されるものとし、それ以降も同じ取扱いといたします。

5 料金

各月の料金は、対象プランによって料金として算定された金額から次の割引額を差し引いたものとし、ただし、その 1 月における割引額が電力量料金から他の割引額を控除した金額を上回る場合、差額を翌月に繰り越して割引を適用することはありません。

1 請求につき (税込)	50 円
--------------	------

6 解約手数料

この割引契約の適用期間満了に先立って、お客さまがこの割引契約の解約の申し出、または需給契約の解約があった場合には、次の解約手数料を料金に加算して申し受けます。

1 契約につき (税込)	1,200 円
--------------	---------

7 解約手数料の発生しない期間

- (1) お客さまが新たな需給契約の申込みにあわせてこの割引契約の申込みをされた場合、需給開始日後の最初の検針日を含む月から 24 ヶ月目の暦月およびその前月にこの割引契約の解約の申し出、または需給契約の解約があった場合には、解約手数料は発生いたしません。
- (2) 既に当社との需給契約があるお客さまがこの割引契約の申込みをされた場合、申込日後の最初の検針日を含む月から 24 ヶ月目の暦月およびその前月にこの割引契約の解約の申し出、または需給契約の解約があった場合には、解約手数料は発生いたしません。
- (3) 4 適用期間 (2) の自動更新が適用となったお客さまは、この割引契約の適用期間満了日の翌日から 24 ヶ月目の暦月およびその前月にこの割引契約の解約の申し出、または需給契約の解約があった場合には、解約手数料は発生いたしません。
- (4) お客さまの転居により需給契約が解約となった場合、この割引契約も解約となりますが、転居先でも当社と需給契約をされる場合は、この割引契約の解約手数料は発生いたしません。

8 この割引約款の変更

- (1) 当社は、この割引約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の割引約款によります。
- (2) 当社は、「電気供給約款【低圧】」を変更した場合等には、この割引約款を変更することがあります。

9 その他

この割引約款に定めのないその他の事項については、「電気供給約款【低圧】」の定めによるものとします。

附 則

実施期日

この割引約款は、2019年12月1日から実施いたします。